

大阪府私立学校の設置者の変更の認可に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）の設置者の変更（公立幼稚園の民営化に伴う変更を含む。）の認可を行う場合は、関係法令及び大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準によるほか、この基準により審査する。

1 変更後の設置者

変更後の設置者（以下「新設置者」という。）は、学校法人（専修学校及び各種学校にあっては財団法人その他の法人を含む。）であること。ただし、幼稚園にあっては次の（１）及び（２）、その他の学校等にあっては次の（１）に掲げる場合に該当する場合に限り、個人であっても差し支えないものとする。

- （１） 設置者の死亡等により学校等の財産を承継した者が新設置者となる場合で、教育環境等の諸条件が維持されることが確実なとき。
- （２） 継続して園児需要がある等幼稚園を継続させる社会的必要性がある場合

1-2 公立幼稚園の民営化に伴う変更

公立幼稚園の民営化に伴う設置者の変更については、1のほか、次の（１）及び（２）の基準に適合すること。

- （１） 大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準第1（2及び4を除く。）に適合すること。
- （２） その収容定員に見合う園児需要がある等幼稚園を継続させる社会的必要性があること。

2 資格

学校等の設置者の変更認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- （１） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち教育長が悪質と判断した者
- （２） 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

3 申請手続及び標準処理期間

（１） 申請書の提出

学校等の設置者の変更認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、教育長に申請すること。この場合、変更前の設置者が死亡しているときは、変更前の設置者がとるべき手続は、相続人がこれを代理するものとし、複数の相続人が存在するときは、その代表者が代理するものとする。

（２） 審査期間

教育長は、適正な内容の申請書を受領後、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後30日以内に当該申請

について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

附則

- 1 この基準は、平成28年5月17日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校等の設置者の変更認可の審査から適用する。

附則

- 1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、2の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校等の設置者の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている学校等の設置者の変更認可の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校等の設置者の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている学校等の設置者の変更認可の審査については、なお従前の例による。